

税関	東京	回答 年月日	平成 31 年 3 月 20 日
品名	ブック型生地見本		
照会内容	見本として使用するための生地見本について、関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>貨物の性状：インテリア用（張地（椅子用 / ソファ用）、クッション及びカーテン等）の生地見本</p> <p>貨物の内容：インテリア用の生地を見本用の大きさに裁断し、裏面に接着芯地を貼付けて加工し、余白部分に商品名・色番等をラベリングしたものを注文取集めのための比較・選択ができるよう製本し、ブック型のサンプルに仕立てられたもの。見本用以外の実物としては使用できない形状となっている。</p> <p>製本されている生地の大きさは以下の通り；</p> <p>大：29.0 cm × 28.5 cm</p> <p>中：29.0 cm × 13.5 ~ 14.2 cm</p> <p>貨物の用途：輸入後は自社ショールーム、取引先・顧客の店舗及び百貨店等で見本として使用する。</p>		
回答	関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能である。		
理由	本品は、貨物の性状、内容、用途により「注文の取集めのための見本」であり、「見本用にのみ適するもの」と認められることから、関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能である。		